

『明月記』の漢籍引用記事

——『史記』引用を中心に——

藤川 功 和

はじめに

『明月記』中の漢籍引用記事は、典拠の指摘が先学によって多くなされているが、いまだ検討されていない記事や、指摘に再考の余地のある記事もみられる。稿者は、将来的には定家の漢籍受容の様態を同時代の他の文人他の文献との相対化も図りつつ明らかにしていきたいと考えている。本稿ではその一環として、『史記』を源流とする漢籍引用記事を中心に検討を加えたい。

一 正治元年二月二十三日条

〔用例1〕正治元年（一一九九）二月二十三日条

廿三日、天晴、勤仕祭使之後、未時許帰京之後、参宮、入夜退下、近日陶化坊之近辺、上下之心中只如晋陽三畔、惘然迷是非、定家三十八歳の記事である。漢籍引用に関する指摘は管見に入らない。この日に先立つ正月十三日の記事に、「前將軍去十一日出家、

十三日入滅」（正月二十日条とある如く、鎌倉幕府初代將軍源頼朝が没した。その後頼朝死去の影響とおぼしき一連の騒動の風聞が京に流れた。『明月記』にはその騒動の様子が書き留められている。

まず二月十一日条には、「一昨日京中忽騒動、隆保朝臣行向北小路東洞院、喚集諸武士議定、依此事天下又狂乱、衆口噉々云々」と、定家の姉婿にあたる源隆保が武士を集め乱を企てるという風聞がみられる。同十四日条には、「京中又騒動、左衛門尉三人、高用、政経、隆良新中将維色召取之参院、先向惟義許、武士守護被渡院御所、給武士三人云々」と、頼朝の同母妹を妻にし権勢を誇った一条能保の郎等中原政経、後藤基清、小野義成が源通親への謀反を企てたかどで武士に逮捕された由が記されている。さらに同十七日条には、「今暁宰相中将公経卿、保家朝臣、隆保朝臣被止出仕云々」と、先述した源隆保や能保の女婿の西園寺公経らの出仕停止が記されている。

これらの事件に関連して、十六日条には、「又参角殿見参、入夜退下、近日此近辺門々戸々、運資財馳走東西南北云々、相互雖称我不知由、心中皆臆病歟」と、この頃定家が居を構えていた九条辺りの人々が乱を避けて逃げ出す様子が記されている。〔用例1〕の「近日陶化坊之近辺、上下之心中只如晋陽三畔、惘然迷是非」はその九条辺りの人々の混乱ぶりを指していると思われるが、特に傍線部の表現は次の『史記』の記事が源流であろう。

〔資料1〕『史記』卷四十三・趙世家第十三

三国攻晋陽歳余、引汾水灌其城。城不浸者三版。城中懸釜而炊、

易子而食。群臣皆有外心、礼益慢。唯高共不敢失礼。襄子懼、乃夜使相張孟同私於韓・魏。韓・魏与合謀。以三月丙戌、三国反滅知氏、共分其地。於是、襄子行賞、高共爲上。張孟同曰、晋陽之難、唯共無功。襄子曰、方晋陽急、群臣皆懈。惟共不敢失人臣礼。(後略)

知伯が韓や魏とともに趙の襄子の立てこもる晋陽城を一年余り水攻めにした。城内は水浸しでわずかに三版ばかり残すのみであった。城中では懸釜而炊と、釜を高く懸けて炊事をし、「易子而食」という有様であった。そのため「群臣皆有外心、礼益慢」と、臣下の心は次第に襄子から離れたが、高共のみは臣下としての礼を忘れないでいた。この後襄子は韓・魏と内通することに成功し、逆に知伯を討ち、その領地を三国で分割したのである。そして褒賞の折に、襄子は晋陽城が危機に瀕した時でも臣下としての礼を失わなかった。高共を功の第一としたのである。この逸話は、中國文献では『韓非子』「因索地於趙。弗与因困晋陽。韓・魏反之外、趙氏応之内、智氏自亡」(説林上)や『淮南子』「知伯困襄子於晋陽。襄子疏隊而擊之、大敗知伯、破其首、以爲飲器」(道应訓)にもみられるが、いずれも三国に囲まれた襄子が最後に知伯を破る話題が中心に据えられている。またこれらの文献には「晋陽三畔」という語句は見いだせない。

ところで国書刊行会本では「如晋陽三畔」と「三」を不審として、「之」と傍注を付している。『史記』を参考にして「晋陽之畔」とすると水攻めにあつた晋陽城一帯を指すことになるが、このまま「晋陽

三畔」とすると「畔」字について不審は残るものの、『史記』でいう「三版」(「版」は長さをあらわす単位で、『史記』では城が水にどれくらい浸されているのかを表す文脈で用いられている)を指すことになろう。元久二年(二〇五)正月二十八日条では、白詩語である「妻孥」を「妻奴」と記しており、音が通う字を当て字で用いる例は往々にしてみられる。また次の(用例2)では「晋陽三畔」となっているので、(用例1)も「晋陽三畔」として、以下他の用例とも交えて検討する。

〔用例2〕寛喜三年(二二三)正月二十八日条

廿八日、天晴、已後寒風猛烈、蓬屋西小路、自昨夕流水忽漲失通路云々、右大將家小池被入京極河、其水絶、水鳥失便之故、仰鴨瀬宜被上河水、仍俄堀流云々、若遇霖雨者、定如晋陽三畔歟、

この日定家の家の西の小路が水浸しになった。右大将西園寺実氏邸の池は河から水を引き入れていたが、水が絶えてしまったのを期に「俄堀流」と、新たに水を引き入れたところのような事態になつてしまつたらしい。定家は、もし大雨でも降れば「晋陽三畔」のように家が水浸しになつてしまふと危惧している。ここでは単に水浸しという繋がりから「晋陽三畔」と記しているのである。

〔用例3〕建保元年(二二三)五月十四日条

十四日、天晴、巷説更不静、関東無重来使者云々、或説云、賊軍猶任絶其粮路、將軍雖未没、如母邸之在晋陽、事太急、故不

得免使者云々、(後略)

同月二日には幕府創設以来の功臣であつたはずの和田義盛が反乱を起こしていた。これに対して北条義時が即座に追討、翌三日に義盛は敗死している。以後も幕府は義盛の殘党を追補するのであるが、当該記事に見られるように、京では鎌倉からの使者が来ないことに對して、「賊軍猶任絶其粮路」——將軍はいまだ健在だといつても「如母卿之在晋陽」のようなものだ、つまり三國に水攻めにされた「母卿(襄子)のように、賊軍に將軍が取り囲まれてゐるのではなにか——という風聞が流れた。「云々」とあるので、この一文は定家が第三者から関東の様子を伝え聞いた件ではあるが、「如母卿之在晋陽」という言いまわしについては、定家が鎌倉方の様子を知っていた上で自ら喩えたのであろう。

以上、「用例2」では水浸しの様子を本来『史記』で用いられた意味合いで記し、「用例3」では賊軍が「絶其粮路」つて孤立した「將軍」の様子を三國に囲まれた襄子になぞらえている。ではこのような二通りの用い方を見た上で「用例1」にもどると、先述した十六日条に「近日此近辺門々戸々、運資財馳走東西南北云々」とあり、また「如晋陽三群」の直前に「上下之心中」とあることから、陶化坊辺りの人々の騒然とした様を指していることは明らかで、『史記』の「群臣皆有外心、礼益慢」あたりを念頭に置いての記述と思われる。以上のことから、「晋陽三群」の語自体すでに原典とはかけ離れた意味でも用いられているが、このような用い方が当時どれほど一般的

だったのかという点についてはさらに検討を重ねたい。

二 正治二年四月九日条

〔用例4〕正治二年(一一二〇)四月九日条

九日、大臣殿今日又六借御云々、境節篋居之由人々沙汰之由、或人告之、但何為哉、不惜身命雖存忠節、大小内外不似存、親雅季経諱言被信用、被処理、賢人也、公卿也、可信可貴、甚無益之世也、飛鳥尽而良弓藏、狡兔死而走狗烹、共憂不共樂者、越王為人也、凌雨步行進退是苦、仍篋居耳、果云篋下乎云々、示兼時処、亦称所勞之由、以人申入云々、

「大臣殿」とは藤原良経で、この時左大臣正二位で三十二歳。親雅は藤原親隆の息で、この年參議で五十六歳。

〔用例4〕冒頭の「大臣殿今日又六借御云々、境節篋居之由人々沙汰之由」については、同月六日条に詳しい事情が記されている。それによると定家は六条派の歌人藤原季経判の歌合への出詠を「如季経等系せ歌詠判之時、難堪」として辞退した。それに対して季経は「天怒り、ついに「訴申」に及んだのである。定家の主家たる良経の方にも「皇太后宮」忻子から定家の歌を召し出すよう「切々」と願ひがあり、良経は定家を叱責することになったのである。

つまり冒頭の「大臣殿今日又六借御云々」は、いまだに怒りの解けない良経の様子を指しているのである。これに対して定家は良経に對する不満を書き連ねているのだが、特に傍線部1~4は『史記』

を原典とする文言である。

(資料2) 『史記』越世家第十一

范蠡遂去、自齊遺大夫種書曰、蜚鳥尽、良弓藏、狡兔死、走狗

烹。越王為人、長頸烏喙、可與共患難、不可與共樂。子何不去

種見書、称病不朝。人或譏、種且作乱。越王乃賜種劍曰、(後

略)

引用箇所は、越王の許を去つた范蠡が大夫種に手紙を充てた場面である。范蠡は手紙で、いまだに越王に仕える大夫種に対して、呉を平定した今越王の許に長くいるべきではない所以を述べており、

「蜚鳥尽、良弓藏、狡兔死、走狗烹」は、すぐれた臣下であつても目的が達せられた後では用済みとなることの喩えとなつてゐる。他の中国文献においては、『淮南子』(卷十七・説林訓)「狡兔得、而獾犬烹、高鳥尽、而強弩藏」、『韓非子』(内儲説下)「狡兔尽則良犬烹」、『蒙求』「勾踐可與同患、難與処安」(范蠡泛湖)等にこの文言的部分的使用はみられるが、字句の続き具合からも当該記事に關しては『史記』との類似性が最も大きい。

ところで、我が国の文学作品に目を向けると、

(ア) 『和漢朗詠集』卷下・述懐・七五。

范蠡賁を勾踐に収めて扁舟に五湖に乗る 咎犯罪を文公に謝し

てまた河上に逡巡す

(イ) 『新撰朗詠集』卷下・述懐・九七七

呉の強大ヲシモ夫差以て敗れたり 越の会稽に栖ムシモ勾踐世

に翻たり

(ウ) 『平治物語』下・頼朝遠流に宥めらるる事付けたり吳越戦ひの事

「此義しかるべからず。越王勾踐と吳王夫差と会稽山の中にへだつて合戦をしけるに、越王軍にうちまけて、敵吳王夫差に囚人となつて、土のろうにこめられて、失なはむとしけるに、吳王夫差大事の病をうけたりけるに、『いかにしてか病人の死生をしるべき』といひければ、越王此由を聞、『病人の死生をしるはずき事也』と云。『いかにしてしるべき』ととへば、

『尿をのんでしる』といへば、『なんちのみてんや』といへば、『安きことなり』とて、吳王夫差が尿を三度のむ。『いかに』ととへば、『今度は死すべからず』とこたへ、やがて病いへければ、『是わが為にをんあるものなり』とて助られ、故郷へかへりける時、道にてかはづのをどりければ、馬よりをりて通る。人『何』ととへば、『勇なるものを賞せむためなり』と答、かゝる賢人なりとて、当國・他國より大勢来りてつきければ、終に吳王夫差をほろぼし、会稽のはぢを雪むとはかやうの事をこそ申せ。」

(エ) 『蒙求和歌』第八・閑居部

范蠡越王勾踐ツカヘテヨノ政オコナヒケリ。吳王夫差イクサラアラソフホト。数十年心ヲヒトツニシテ。会稽ノハチヲキヨメテケリ。國ヲサツケ、レトモ。ウケトラスシテ。シツカニヨリ

ワタラムトスルヲ。勾踐ネムコロニヲシメトモ。シヒテサリヌ。人ヲヤリテト、ムレトモ。ワレキミノタメニ忠ヲカ、リキ。イトマヲタマハラムヲムクイトセムト云テ。ツヒニカヘラス。湖上舟ウカヘテ。舟ノ内ニシツカニヨヲワタリテ。心ノマ、ニアソヒケリ。(後略)

〔才〕『延慶本平家物語』第五本

吳王公踐得、遇秦皇燕丹志挿、直欲決勝負之剋、俄亡怨敵之思、還投武威之勇。

〔力〕『源平盛衰記』卷二・会稽山

勾踐後二大軍ヲ起テ終ニ吳王ヲ亡シケリ。会稽山ヲ論ジテ軍二負、尿ヲ飲ハ恥也、本国ニ還テ敵ヲ誅テ彼山ヲ知ハ恥ヲ雪ル也。故ニ会稽ノ恥ヲ雪トイヘリ。

これらは、会稽の恥とそれを沃ぐ件と、呉を倒した後一切の名誉を棄て范蠡が越王の許を去り湖上に遊ぶ件を記したものに大別できる。また、定家の時代よりかなり降るが、『太平記』巻四には越王と勾踐の逸話が相当な分量で語られている。そこに記されるのは、范蠡の諫めを聞かず呉王に戦いを挑み敗れた勾踐が後に呉王を破つて会稽の恥をそそぎ、その後范蠡は越王の許を去るというものであり、語られるべき眼目は『太平記』以前の先述した諸文献とほぼ一致する。

本項で検討した文言及び文言を含めた場面自体が定家以前の軍記物語等には用例が見いだせないことから、『資料2』の箇所は会稽

の恥や范蠡が去る件に比して知名度が落ちるものと思われる。『史記』と比較して、「飛鳥」(明)「蜚鳥」(史)、「共憂不共衆者、越王為人也」(明)、「越王為人、長頸鳥喙、可與共患難、不可與共樂」(史)と、字句や語の並びに異同が見られるのは、暗記していたままだに日記に記した結果とも考えられる。久保田淳氏に指摘があるように、寛喜元年(一二二九)十一月二十二日条には、「定修又来、適依有余卷受留侯世家、依有説外伝之志也」と、定家が息定修に『史記』を教授している記事がみられる。定家の読んだ『史記』本文が現行の本文とどれ程異同をもつものなのかという点については今後の課題だが、ひとまずは『史記』に対する定家の深い理解の現れた記事であるとみてよいであろう。

以上、本稿では二例のみを扱ったが、今後も調査を継続し、さらに詳細に定家の漢籍受容の様態を明らかにしたい。

〔注〕

- (1) 枚挙に遑がないが、近年論題に挙がっているものだけでも、久保田淳氏『明月記』に現れた藤原定家の漢才(『新しい漢文教育』第一号(昭60・10)所収)、佐藤恒雄氏『定家と白居易——『明月記』の中の白詩——』(『白居易研究講座』第三巻 平5 勉誠社)、『明月記』の中の白詩(統)、『中世文学研究』第二十号 平6・8)等がある。

(2) 注(1)久保田氏論文に、「今後は更にこのような定家の漢才

が同時代の貴族と比較してどの程度であつたかを確かめることもなされねばならないであろう」との指摘がある。

(3) この事件に関しては、『猪隈閑白記』、『百練抄』、『愚管抄』巻第六・土御門にも記述がある。

(4) 書陵部蔵四十三冊本『史記』・趙世家第十三(永正十年写)では「三版」とあり、今のところ『史記』の本文の異同は考えにくい。

(5) この点については、注(1)佐藤氏前掲論文に、「妻奴」は、妻子の意味で「妻孥」が正しい」と指摘がある。

(6) 『色葉字類抄』には「辨 辨 辨 辨」(前田本・下二五才3)、「礼 礼 礼 礼」(黒川本・中四〇ウ1)とあり、音が通つてゐることが確認できる。

(7) 藤原季経は頭輔息で、この時には既に官を辞し、非参議正三位、七十歳であつた。『千載和歌集』以下の勅撰集に入集。六条派の歌人として御子左家に対抗。正治二年院初度百首では定家、家隆といった御子左家歌人を作者から除こうと画策、定家はそれに対する強い不満を日記に記している(正治二年七月十八日条等)。

(8) 今川文雄氏『明月記抄』(昭61 河出書房新社)には、傍線部1、2について、それぞれ「鳥がいなくなると弓はしまわれる」、「(こうと)すばやい冤がいなくなると犬は煮て食べられる」との注があり、次の傍線部3には注がなく、傍線部4には「野蠻な

国人」との注がある。

(9) 『和漢朗詠集』にはこの他、四〇六、五〇五、七五六にも范蠡の名がみえるが、いずれも会稽の恥をそそいだ范蠡が官を辞して舟で五湖を渡つた逸話に関するものである。

(10) 参考、増田欣氏『太平記』の比較文学的研究(昭51 角川書店)第一章第三節。

※引用本文は、それぞれ、『明月記』——『国書刊行会本』、『和漢朗詠集』——『新潮日本古典集成』訓読文、『新撰朗詠集』——『古典文庫本』訓読文、『平治物語』——『岩波古典大系』、『延慶本平家物語』——北原保雄・小川栄一編『延慶本平家物語』本文篇、『源平盛衰記』——『中世の文学』、『蒙求和歌』——『続群書類従』第十五輯上、『史記』『淮南子』『韓非子』——『新釈漢文大系』。字体は現行の活字体に改め、適宜傍線や傍点を私に付した。

——ふじかわ・よしかず、鈴峯女子短期大学非常勤講師——